

宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）

改正後	現行
<p>第五十一条の三 削除</p> <p>(解散命令) 第八十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の規定による裁判には、理由を付さなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 第一項の規定による裁判に対しては、当該宗教法人又は同項の規定による裁判の請求をした所轄庁、利害関係人若しくは検察官に限り、即時抗告をすることができる。この場合において、当該即時抗告が当該宗教法人の解散を命ずる裁判に対するものであるときは、執行停止の効力を有する。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 第二項から前項までに規定するものを除くほか、第一項の規定による裁判に関する手続については、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）の定めるところによる。</p>	<p>(即時抗告) 第五十一条の三 清算人又は検査役の解任についての裁判及び第四十九条の六（第五十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。</p> <p>(解散命令) 第八十一条 (同上)</p> <p>2 (同上)</p> <p>3 第一項の規定による裁判は、理由を附した決定をもつてする。</p> <p>4 (同上)</p> <p>5 宗教法人又は第一項の規定による裁判の請求をした所轄庁、利害関係人若しくは検察官は、同項の規定による裁判に対し、即時抗告をすることができる。抗告は、執行停止の効力を生ずる。</p> <p>6 (同上)</p> <p>7 第二項から前項までに規定するものを除くほか、第一項の規定による裁判に関する手続については、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）の定めるところによる。</p>